

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告します。

令和元年11月8日

佐賀県知事 山口 祥義

1 届出者の氏名及び住所

合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・

ドゥ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：西友佐賀店

所在地：佐賀県佐賀市駅前中央一丁目4番16号

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

8,341 m²

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成30年3月31日